



名称	所在地・電話番号	担当区域
けやきの郷	小川町1-485 (介護老人保健施設けやきの郷内) ☎042(349)2321	栄町1~3丁目、中島町、小川町1丁目、たかの台、津田町1丁目、上水本町1丁目
けやきの郷 たかの台出張所	津田町1-7-10 ☎042(316)3367	津田町1丁目、上水本町1丁目
小川ホーム	小川西町2-35-2 (特別養護老人ホーム小川ホーム内) ☎042(347)6033	小川西町1~5丁目、小川東町1~5丁目、津田町2~3丁目、学園西町1丁目
小川ホーム 四小通り出張所	津田町3-38-7 ☎042(347)6600	小川東町1丁目、学園東町1丁目、上水本町2~6丁目
中央センター(基幹型)	小川東町1-1333 (健康福祉事務センター内) ☎042(345)0691	小川東町1丁目、学園東町1丁目
多摩済生ケアセンター	美園町3-125-1 (多摩済生ケアセンター内) ☎042(349)2123	美園町1~3丁目、大沼町1~7丁目、仲町、学園東町2~3丁目、学園東町、喜平町1~3丁目、上水南町1~4丁目
多摩済生ケアセンター 喜平橋出張所	上水南町2-23-20 ☎042(359)2831	上水南町1~4丁目
小平健康苑	鈴木町2-230-3 (特別養護老人ホーム小平健康苑内) ☎042(451)8813	花小金井1~8丁目、天神町1~4丁目、鈴木町1~2丁目、花小金井南町1~3丁目、回田町、御幸町
小平健康苑 花小金井出張所	花小金井5-37-4 ☎042(468)5143	花小金井5丁目

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。このように、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身の能力を生かして介護・介護状態にならないよう、そのための仕組みが大切になります。

はじめます 介護予防・日常生活支援 総合事業



みとして、介護保険制度に「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。市では、3月から総合事業の一部を開始し、今後さらにさまざまなサービスや事業を展開していきます。サービス利用については、小平市地域包括支援センター(左表参照)にお問い合わせください。

支 援	時 間
とき	2月24日(水) 午後2時~3時30分
ところ	小平健康苑多目的ホール

認知症に関する正しい知識を学び、地域で生活している認知症の方やその家族を温かく見守りましょう。

地域リハビリテーション 利用者募 集



障害者総合支援法に基づく機能訓練室 病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

未水洗実態調査 市では、2月6日(土)から3月6日(日)にかけて、くみ取りトイレや浄化槽などにより排水が公共下水道へ接続していない建物について、小平市指定の下水道工事店に委託し、下水道接続調査を行います。訪問する際、調査員は市の発行した身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

下水道モニターを募集 応募資格 4月1日現在、満20歳以上で都内在住(公務員、過去にモニターを経験した方、島員、過去にモニターを経験した方、島員)の在住の方を除く。ホームページの閲覧と電子メールの送受信ができる方。募集人数 1千人程度(申込み多数の場合は、選考により決定)。

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの悪質訪問業者にご注意を 宅地内の排水管やまじりの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発給の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

後期高齢者 医療制度

負担区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

自立支援教育訓練給付金 資格・技能を取得するため指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座の費用の40%(上限額20万円)を支給します。

母子・父子福祉資金貸付制度 経済的に不安定なひとり親家庭などの自立を支援するため、子どもを修学などに必要な資金をお貸しします。貸付金は限度額があります。

交通災害共済(ちよこごと共済)の加入受付始まる 市内在住の方。加入した場合は、万一の交通災害共済(ちよこごと共済)は、加入した会員の皆さんが、万一の交通災害共済(ちよこごと共済)を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

下水管の点検・清掃(高圧洗浄)などの悪質訪問業者にご注意を 宅地内の排水管やまじりの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発給の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

国民年金

20歳になったら国民年金に加入を国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万が一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受給するには、国民年金に加入し、保険料の納付が必要ですので、20歳になったら、加入手続きをしましょう。

確定申告の社会保険料控除 後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

ひとり親家庭の自立を促進するため、次の支援を行っています。市では、ひとり親家庭の自立を促進するため、次の支援を行っています。

投票所の変更 第22投票区の投票所が、鈴木保育園の閉園に伴い鈴木地域センターへ変更

投票区域の変更 第2投票区(小平第十二小学校体育館投票所)から第1投票区(中島地域センター投票所)へ変更

投票立会人(18歳~29歳)を募集 公職選挙法の改正により、6月19日から公示される国政選挙から18歳以上の方が投票立会人になることができます。

ちょっと教えて 市民税・都民税(住民税)

昨年、小平市へ申告していただき。住民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっていきます。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告してください。

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

投票所・投票区域の変更 次回の選挙から投票所および投票区域を変更します。

投票立会人(18歳~29歳)を募集 公職選挙法の改正により、6月19日から公示される国政選挙から18歳以上の方が投票立会人になることができます。

投票立会人(18歳~29歳)を募集 公職選挙法の改正により、6月19日から公示される国政選挙から18歳以上の方が投票立会人になることができます。

市民税・都民税(住民税) 申告の提出・相談は市役所へ

2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~11時30分、午後1時~4時 ※市役所2階201会議室 ※市役所へ住民税の申告相談と給付収入、年金収入の簡易な確定申告書作成の相談、作成済みの確定申告書の受付のみを行います。

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

車種区分	税率(税額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下 2,000円 総排気量50cc超90cc以下 2,000円 総排気量90cc超125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円
二輪の軽自動車	総排気量125cc超250cc以下 3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超 6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円
雪上車	3,600円

車種区分	税率(税額)
乗用	自家用 7,200円 営業用 5,500円
四輪以上	自家用 4,000円 営業用 3,000円
三輪	3,100円

車種区分	税率(税額)
乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円
四輪以上	自家用 5,000円 営業用 3,800円
三輪	3,900円

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

確定申告の提出・相談は税務署へ 還付申告は受付中 確定申告の提出・相談は税務署へ

重なる対話しなげなる執意で 4月7日は北方領土の日